

登米市シティプロモーションサポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登米市シティプロモーションサポーター（以下「サポーター」という。）を設置することにより、登米市の魅力、地域資源等を広く情報発信し、本市のイメージ及び認知度の向上を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 サポーターは、本市に愛着を持ち、あらゆる機会を捉え、その魅力、地域資源等を自発的かつ主体的に情報発信するもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 前条の目的に賛同する個人又は団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別に認める者

(活動内容)

第3条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本市の魅力や地域資源等の情報発信及びPR活動
- (2) 本市のイメージ及び認知度の向上を図るための事業等への参加又は協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市のシティプロモーションの推進に資する活動
(報酬等)

第4条 サポーターに対する報酬は支給しない。ただし、目的遂行のため、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 本市が作成する各種刊行物、観光パンフレット等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(登録申請)

第5条 サポーターとして登録を希望する者は、登米市シティプロモーションサポーター登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、サポーターとして登録し、登米市シティプロモーションサポーター登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(任期)

第7条 サポーターの任期は、前条の規定による登録をした日から起算して2年とする。ただし、特に申出がない場合は、任期満了後、自動的に毎年1年間延長されるものとする。

(登録内容の変更)

第8条 サポーターとして登録された者は、第5条により申請した登録内容に変更がある場合には、速やかに、登米市シティプロモーションサポーター変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(辞任)

第9条 サポーターとして登録された者は、サポーターを辞任しようとするときは、登米市シティプロモーションサポーター辞任届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗に反する行為又はサポーターとして相応しくない行為がサポーターにあった場合
- (2) サポーターとの連絡が不通となった場合

(事故等免責)

第11条 サポーターが、第3条に掲げる活動の範囲を超えて行った活動により、第三者に事故又は損害を与えた場合は、市は、その責任を負わないものとする。

(庶務)

第12条 サポーターに関する庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。